

次期（第 7 期）高齢者総合福祉プランの策定方針について

1 基本的な考え方

本計画の策定においては、高齢者の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、長寿社会にふさわしい高齢者福祉施策を展開するため、現行計画の進捗状況を検証・分析するとともに、最新の社会情勢を踏まえた見直しを行います。

また、介護保険法等の改正など、国の動向を念頭に置き、また、総合計画や他の関係計画との整合性等を勘案しながら、具体的な施策を検討していきます。

施策検討における主な視点

- ① 健康づくりと介護予防の充実
- ② 生きがいづくりと社会参加の推進
- ③ 地域包括ケアシステムの深化、推進
- ④ 保健、医療、福祉の連携・充実
- ⑤ 認知症高齢者等にやさしい地域づくり
- ⑥ 住まいと生活環境の整備

【参考】国の動向

国では、次期計画を団塊世代が 75 歳以上になる 2025 年（平成 37 年）までに地域包括ケアシステムの構築を図るための重要な計画と位置づけています。

具体的には、地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの地域において、生活支援体制の整備や高齢者にやさしい地域づくりが順調に進捗しているか、介護事業者は介護保険法等の制度改正に適切に対応できているかなどについて、介護保険事業のサービス量や給付費の推移を踏まえ、次期計画において改善していくことが重要であると考えられています。

また、平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に、関連法の改正が行われたところです。

さらに、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指し、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、「介護離職ゼロ」に向けた取組みとして、介護サービスを提供するための多様な人材の確保や介護する家族の不安や悩みに答える相談機能の強化・支援体制の充実などの取組方針も示されています。

2 計画の構成

(1) 基本理念

少子高齢化や人口減少が加速化するなか、高齢者が住み慣れた地域で、人とふれあい・支え合いながら、いつまでも元気で自分らしく自立し安心して暮らし続けることができるよう、「みんなでつくる、ぬくもりのある福祉のまち」を基本理念とし、市民相互の支えあいと市民・企業等・行政との協働による豊かな地域社会の構築を目指します。

(2) 基本理念の実現に向けた5つの施策の柱

I. 健康づくりと介護予防の充実

子どもから高齢者までが、健康で安心した生活を送ることができるよう、健康づくりの推進や介護予防の一層の充実を図ります。また、高齢者が健康や福祉を身近に感じることができるよう、スポーツや文化活動を通じた健康づくり意識の醸成や生きがいがづくりに努めます。

II. 生きがいがづくりと社会参加の推進

国において、一億総活躍社会づくりを進められる中で、福祉分野においても、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、高齢者や障害者を含めた地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

III. 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備

高齢者や障害者が地域で安心して生活を続けることができるよう、地域住民・ボランティア・民間事業者やNPOなどの多様な主体の参加を促進し、地域において高齢者の自立や高齢者の介護を支える地域包括ケア体制の構築に努めます。

IV. コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり

超高齢社会に対応したまちづくりの実現を目指し、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進し、地域生活拠点の活性化や公共交通の利便性を向上するとともに、中心市街地の魅力とまちなかでの回遊性を高める施策に取り組むことで、市民の健康づくりに寄与します。

V. 介護保険事業における保険者機能の強化

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化していく中で、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

■構成イメージ

